



呉市立小・中学校 共同事務センターだより

令和2年6月発行
第3号

担当 安浦共同事務センター

紫陽花の花が美しい季節になりました。
今回は、自家用車公務使用についてお知らせします。



- 公務で自家用車を使用する場合（通勤を除く）、あらかじめ「自家用車公務使用登録簿」を所属長に提出し、承認を受けなければいけません。（普通自動車と自動二輪車を使用する場合等、使用する自家用車ごとに登録が必要です。）
また、車を変えたとき、車検を受けたとき、任意保険を更新したとき等、登録事項に変更があったときは、登録簿を提出します。
- 令和2年4月1日から、所属を異動したときなど、登録事項に変更がない場合に限り、新規の登録手続きを不要とし継続することができるようになりました。

記入例

自家用車公務使用登録簿

新規
変更

令和2年4月1日

所属長様

所属 呉市立〇〇小学校
職名 教諭
氏名 呉市 太郎 (印)

自家用車を公務に使用するため、次のとおり登録します。

なお、登録に当たっては、「交通事故が発生した場合は、自賠責保険(共済)及び任意保険(共済)の保険金(共済金)を損害賠償のために充てること」を承諾します。

自動車免許の種類		中型		免許取得年月日		平成20年10月1日	
使用する自家用車(共済)	車名車種	トヨタ 〇〇〇	年式型	平成30年式 AR25	車台番号	AR25-012345	
	乗車定員	5人	登録(車両)番号	広島501L1234	取得年月日	平成30年8月1日	
	車検証の有効期限	令和2年7月31日		車検証記載の使用者の氏名等(続柄)		呉市 太郎 (本人)	
	損害保険の種類	契約先	証書番号	担保種類	保険期間	保険金額(免責金額)	契約者名(続柄)
自賠責	保険・共済	〇〇損保	F1234567		H30.7.31 ~ R2.7.31	呉市 太郎 (本人)	
任意保険	対人	〇〇損保	S9876543	全年齢担保	R1.8.1 ~ R2.7.31	無制限	呉市 太郎 (本人)
	対物	"	"	"	"	"	"
	その他(同乗者賠償)	"	"	"	"	1,000万円	"
備考	変更の場合 { <ul style="list-style-type: none"> ・車の変更 ・車検証の更新 自賠責保険の更新 任意保険の更新 						

車検証・自賠責保険証・任意保険証のコピーを添付する場合は、記入不要

※車検証と保険証のコピーを添付する場合、「使用する自家用車」欄の記入不要

自家用車公務使用が認められる用務・要件

用務

- ・非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ・児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急業務
- ・児童・生徒に対する緊急の補導業務
- ・通常の交通機関を利用した場合、公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる用務のうち次に掲げるもの
 - ・他校兼務
 - ・在宅児童・生徒に対する訪問教育指導
 - ・家庭訪問・生徒指導
 - ・長期にわたる研修受講のための通勤類似の出張
 - ・多量な書類又は物品の運搬
 - ・多額な金銭等の運搬
 - ・授業等の内勤業務と出張用務との両者を効率的に行うため、自家用車を使用させる必要があると認められる場合
 - ・学校管理下において行われる教育活動における児童・生徒の引率又は指導
 - ・その他これらに類似する用務



要件

- ・庁用自動車(公用車)が使用できないこと
- ・原則として県内における用務で運転時間が1日5時間を超えないこと(自動二輪等は3時間)
- ・対人無制限、対物1000万円以上、他の職員又は児童・生徒を同乗させる場合は、同乗者賠償100万円以上の任意保険の契約を締結していること
- ・事故発生時には保険金を損害賠償にあてることについて承諾していること
- ・過去1年以内に、交通違反により任命権者からの行政処分や刑罰を受けていないこと
- ・職員自らが運転すること(職員の心身の状態、運転経歴からみて適当と認められること)
- ・自家用車が充分整備されていること

これらすべての要件を満たす場合に限りです。

■ 児童・生徒等を同乗させる場合

(学校管理下の教育活動における児童・生徒の引率又は指導用務に児童・生徒を同乗させる場合等)

◇旅行命令に基づく承認

- ・旅行命令簿の備考欄に「児童生徒〇名同乗」と記入し、所属長の承認を受ける。

◇旅行命令によらない承認(部活等の引率)

- ・「自家用車公務使用・児童生徒同乗承認簿」をその都度提出し、所属長の承認を受ける。



服務「一問一答」

Q. 自家用車で通勤している職員から、「用務地に駐車場が用意されていないので、一旦、自宅に自家用車を置きに帰り、そこから公共交通機関で旅行したい」という申出があったが、どのように旅行命令を発すればよいか。

A. 通常、自宅における用務はないことから、自宅を経由させる(=自宅を用務地の1つとする)旅行命令を発することはできない。このため、原則どおり公共交通機関による在勤庁発着の旅行命令が基本となる。なお、在勤庁から最寄りの公共交通機関の駅等までの間について自家用車の公務使用の要件に該当するのであれば、自家用車及び公共交通機関の両方を利用する旅行命令を発することは可能である。